

昭和29年7月1日
長崎県条例第24号
最終改正 令和3年10月15日

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例

警察法（昭和29年法律第162号）第53条第4項の規定に基づき、長崎県における警察署の名称、位置及び管轄区域を別表のとおり定める。

附 則

この条例は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則（昭和31年条例第49号）

この条例は、公布の日から施行し、管轄区域に関する部分は、昭和31年6月1日から適用する。

附 則（昭和31年条例第51号）

この条例は、昭和31年9月1日から施行する。

附 則（昭和31年条例第72号）

この条例は、公布の日から施行し、神代警察署及び奈良尾警察署に関する改正部分は、昭和31年9月25日から、有家警察署に関する改正部分は、昭和31年9月30日から適用する。

附 則（昭和31年条例第97号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月30日から適用する。

附 則（昭和32年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、神代警察署に関する改正部分は昭和32年3月22日から、大瀬戸警察署及び福江警察署に関する改正部分は、同年3月31日から適用する。

附 則（昭和32年条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、長崎警察署、大浦警察署及び稲佐警察署に関する改正規定は、昭和33年1月1日から施行する。

附 則（昭和33年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

附 則（昭和33年条例第49号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和33年8月1日から適用する。

附 則（昭和34年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月15日から適用する。

附 則（昭和34年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年5月1日から適用する。

附 則（昭和35年条例第14号）

この条例は、昭和35年5月3日から施行する。

附 則（昭和35年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年3月27日から適用する。

附 則（昭和35年条例第53号）

この条例は、昭和35年11月30日から施行する。

附 則（昭和36年条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年条例第67号）

この条例は、昭和36年11月1日から施行する。ただし、別表大浦警察署の項の改正規定中香焼町に係る部分及び同表島原警察署の項の改正規定は、同年11月3日から施行する。

附 則（昭和36年条例第79号）

この条例は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則（昭和37年条例第21号）

この条例中別表長崎県島原警察署の項の改正規定は、昭和37年5月3日から、同表長崎県長崎警察署の項の改正規定は、同年5月20日から施行する。

附 則（昭和38年条例第27号）

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年条例第36号）

この条例は、昭和38年4月20日から施行する。

附 則（昭和38年条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表長崎県長崎水上警察署の項管轄区域の欄の改正規定中かっこ書の部分に係る改正規定以外の改正規定は、昭和38年11月1日から適用する。

附 則（昭和39年条例第16号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、長崎県長崎警察署の項管轄区域の欄の改正規定中御船町、瀬崎町、天神町、舶蔵町、井樋口町、梁瀬町、福富町、玉浪町、寿町及び山王町に係る部分の改正規定は同年2月1日から、長崎県佐世保警察署の項の改正規定は同年1月1日から適用する。

附 則（昭和39年条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表長崎県浦上警察署の項の改正規定は、昭和39年7月1日から適用する。

附 則（昭和39年条例第71号）

この条例は、公布の日から施行し、別表長崎県長崎水上警察署の項の改正規定は昭和39年7月16日から、その他の改正規定は同年10月1日から適用する。

附 則（昭和40年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年12月1日から適用する。

附 則（昭和40年条例第50号）

この条例は、公布の日から施行し、別表長崎県佐世保警察署の項管轄区域の欄の改正規定中「、太田町」を削る部分は昭和40年3月1日から、同表長崎県浦上警察署の項の改正規定は同年4月1日から、同表長崎県佐世保警察署の項管轄区域の欄の改正規定中「天神町」の下に「、十郎新町」を加える部分は同年5月1日から適用する。

附 則（昭和40年条例第81号）

この条例は、公布の日から施行し、別表長崎県稲佐警察署の項の改正規定は昭和40年11月1日から、同表長崎県諫早警察署の項の改正規定は同年11月23日から適用する。

附 則（昭和41年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年3月1日から適用する。

附 則（昭和41年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年3月31日から適用する

附 則（昭和41年条例第64号）

この条例は、公布の日から施行し、別表長崎県長崎警察署の項の改正規定は昭和41年11月1日から、同表長崎県諫早警察署の項の改正規定は昭和40年12月4日から、同表長崎県福江警察署の項の改正規定は昭和41年9月15日から適用する。

附 則（昭和43年条例第28号）

この条例は、昭和43年7月1日から施行する。ただし、改正後の別表長崎県大崎警察署の項中位置に関する部分は、昭和44年3月31日まで暫定的に西彼杵郡崎戸町蠣ノ浦郷2198番地とする。

附 則（昭和43年条例第37号）

この条例は、昭和43年10月15日から施行する。

附 則（昭和43年条例第46号）

この条例は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則（昭和44年条例第10号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年2月1日から適用する。

附 則（昭和46年条例第48号）

この条例は、昭和46年9月1日から施行する。ただし、長崎県早岐警察署の項及び長崎県佐世保警察署の項の改正規定は、昭和46年5月4日から適用する。

附 則（昭和47年条例第10号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第43号）

この条例は、昭和47年9月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第11号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、長崎県長崎警察署の項の改正規定中玉江町に係る部分は公布の日から施行し、同年2月1日から、長崎県時津警察署の項の改正規定中三重村に係る部分は公布の日から施行し、同年3月31日から適用する。

附 則（昭和48年条例第43号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第67号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年11月1日から適用する。

附 則（昭和50年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表長崎県早岐警察署の項に関する部分は昭和48年8月1日から、同表長崎県大浦警察署の項中浪の平町、東琴平一丁目及び東琴平二丁目に関する部分は昭和49年3月1日から、同項中椎の木町、高丘一丁目、高丘二丁目、南町、南が丘町、八景町、星取町及び川上町に関する部分は同年12月1日から、同表長崎県松浦警察署の項に関する部分は昭和50年1月1日から、同表長崎県時津警察署の項に関する部分は同年6月1日から適用する。

附 則（昭和51年条例第21号）

この条例は、昭和51年10月1日から施行し、改正後の別表長崎県浦上警察署の項に関する部分は、昭和51年6月1日から適用する。

附 則（昭和52年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和52年9月1日から適用する。

附 則（昭和53年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表長崎県浦上警察署の項に関する部分は、昭和53年6月1日から適用する。

附 則（昭和54年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表長崎県大浦警察署の項に関する部分は、昭和54年1月1日から適用する。

附 則（昭和55年条例第22号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表長崎県佐世保警察署の項に関する部分は、昭和54年9月1日から適用する。

附 則（昭和55年条例第34号）

この条例は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表長崎県長崎警察署の項に関する部分は、昭和56年11月1日から適用する。

附 則（昭和57年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表長崎県長崎警察署の項に関する部分は、昭和57年6月1日から適用する。

附 則（昭和60年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表長崎県東長崎警察署の項中かき道一丁目、かき道二丁目、かき道三丁目、かき道四丁目に関する部分は昭和59年3月1日から、同項中鶴の尾町に関する部分は昭和59年8月1日から、同表長崎県大浦警察署の項に関する部分は昭和59年10月1日から適用する。

附 則（昭和61年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年条例第14号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表長崎県浦上警察署の項に関する部分は平成5年11月1日から、同表長崎県東長崎警察署の項に関する部分は同年8月2日から適用する。

附 則（平成6年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第53号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する

附 則（平成14年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第66号）

この条例は、平成16年3月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成16年8月1日から施行する。

(1)及び(2) 略

(3) 第3条中警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表長崎県大瀬戸警察署の項、同表長崎県福江警察署の項及び同表長崎県有川警察署の項の改正規定

附 則（平成16年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第81号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成17年1月4日から、第2条の規定は同年3月1日から、第3条の規定は同年4月1日から、それぞれ施行する。

（経過規定）

- 2 前項の規定にかかわらず、第1条の規定による改正後の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の規定のうち別表長崎県稲佐警察署の管轄区域で永田町から池島町までの区域については、平成17年1月4日から同年3月31日までの間、長崎県大瀬戸警察署の管轄区域とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条の規定による改正後の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の規定のうち別表長崎県諫早警察署の管轄区域で改正前の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例別表長崎県東長崎警察署の管轄区域のうち多良見町の区域は、平成17年3月1日から同年3月31日までの間、長崎県東長崎警察署の管轄区域とする。

附 則（平成17年条例第59号）

この条例は、平成17年10月11日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成17年10月1日から施行する。

- (1) 第1条の改正規定中長崎県江迎警察署及び長崎県平戸警察署に係る部分

附 則（平成17年条例第109号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成18年1月1日から、第2条の規定は同年1月4日から、第3条の規定は同年3月31日から、第4条の規定は同年4月1日から、それぞれ施行する。

（経過規定）

- 2 第2条の規定による改正後の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の規定のうち別表長崎県稲佐警察署の管轄区域で琴海尾戸町から西海町までの区域については、前項の規定にかかわらず、平成18年1月4日から同年3月31日までの間、長崎県時津警察署の管轄区域とする。

附 則（平成19年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第71号）

この条例中第1条の規定は平成22年3月31日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第41号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第39号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第42号）

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

別表

署名	位置	管轄区域
長崎県長崎警察署	長崎市	長崎市の内、五島町、万才町、樺島町、江戸町、築町、賑町、栄町、魚の町、桜町、興善町、桶屋町、金屋町、古町、勝山町、中町、筑後町、恵美須町、西坂町、御船蔵町、八千代町、銭座町、上銭座町、天神町、浜平一丁目、浜平二丁目、幸町、茂里町の一部（街区符号1番、2番及び3番）、目覚町、緑町、宝町、新地町、梅香崎町、中新町、稲田町、十人町、館内町、籠町、本石灰町、丸山町、寄合町、船大工町、西小島一丁目、西小島二丁目、東小島町、油屋町、高平町、中小島一丁目、中小島二丁目、上小島一丁目、上小島二丁目、上小島三丁目、上小島四丁目、上小島五丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、愛宕三丁目、愛宕四丁目、弥生町、八つ尾町、白木町、彦見町、風頭町、桜木町、矢の平一丁目、矢の平二丁目、矢の平三丁目、矢の平四丁目、鍛冶屋町、浜町、万屋町、銅座町、古川町、銀屋町、東古川町、八幡町、麴屋町、寺町、諏訪町、桜馬場一丁目、桜馬場二丁目、伊勢町、新大工町、夫婦川町、下西山町、馬町、出来大工町、大井手町、今博多町、上西山町、伊良林一丁目、伊良林二丁目、伊良林三丁目、中川一丁目、中川二丁目、新中川町、本河内一丁目、本河内二丁目、本河内三丁目、本河内四丁目、鳴滝一丁目、鳴滝二丁目、鳴滝三丁目、片淵一丁目、片淵二丁目、片淵三丁目、片淵四丁目、片淵五丁目、木場町、西山本町、西山一丁目、西山二丁目、西山三丁目、西山四丁目、立山一丁目、立山二丁目、立山三丁目、立山四丁目、立山五丁目、上町、玉園町、八百屋町、炉粕町、出島町、大黒町、尾上町、元船町、芒塚町、宿町、界一丁目、界二丁目、網場町、潮見町、春日町、矢上町、平間町、高城台一丁目、高城台二丁目、現川町、田中町、東町、かき道一丁目、かき道二丁目、かき道三丁目、かき道四丁目、かき道五丁目、かき道六丁目、松原町、古賀町、つつじが丘一丁目、つつじが丘二丁目、つつじが丘三丁目、つつじが丘四丁目、つつじが丘五丁目、鶴の尾町、中里町、船石町、川内町、上戸石町、戸石町、牧島町、茂木町、田上一丁目、田上二丁目、田上三丁目、田上四丁目、三景台町、早坂町、北浦町、飯香浦町、太田尾町、田手原町、宮摺町、大崎町、千々町、稲佐町、曙町、光町、弁天町、旭町、江の浦町、平

		戸小屋町、丸尾町、大鳥町、水の浦町、大谷町、飽の浦町、秋月町、入船町、塩浜町、岩瀬道町、東立神町、西立神町、西泊町、木鉢町一丁目、木鉢町二丁目、みなと坂一丁目、みなと坂二丁目、淵町、梁川町、竹の久保町、宝栄町、岩見町、春木町、福田本町、小浦町、大浜町、小江町、小瀬戸町、神ノ島町一丁目、神ノ島町二丁目、神ノ島町三丁目
長崎県大浦警察署	長崎市	長崎市の内、常盤町、松が枝町、大浦町、相生町、椎の木町、高丘一丁目、高丘二丁目、南町、南が丘町、八景町、星取一丁目、星取二丁目、東山手町、下町、東山町、大浦東町、日の出町、元町、川上町、出雲一丁目、出雲二丁目、出雲三丁目、上田町、小曾根町、浪の平町、南山手町、古河町、東琴平一丁目、東琴平二丁目、小菅町、国分町、西琴平町、戸町一丁目、戸町二丁目、戸町三丁目、戸町四丁目、戸町五丁目、小ケ倉町一丁目、小ケ倉町二丁目、小ケ倉町三丁目、新小が倉一丁目、新小が倉二丁目、ダイヤランド一丁目、ダイヤランド二丁目、ダイヤランド三丁目、ダイヤランド四丁目、土井首町、磯道町、平瀬町、毛井首町、三和町、京太郎町、鹿尾町、古道町、草住町、米山町、平山町、平山台一丁目、平山台二丁目、竿浦町、江川町、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、末石町、柳田町、八郎岳町、上戸町、上戸町一丁目、上戸町二丁目、上戸町三丁目、上戸町四丁目、新戸町一丁目、新戸町二丁目、新戸町三丁目、新戸町四丁目、大山町、深堀町一丁目、深堀町二丁目、深堀町三丁目、深堀町四丁目、深堀町五丁目、深堀町六丁目、大籠町、香焼町、伊王島町一丁目、伊王島町二丁目、高島町、以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町、蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布卷町、晴海台町、宮崎町
長崎県浦上警察署	長崎市	長崎市の内、浜口町、松山町、大橋町、岡町、橋口町、上野町、平野町、平和町、本尾町、江平一丁目、江平二丁目、江平三丁目、高尾町、茂里町の一部(街区符号4番)、川口町、岩川町、坂本一丁目、坂本二丁目、坂本三丁目、立岩町、富士見町、城山町、城栄町、油木町、青山町、金堀町、城山台一丁目、城山台二丁目、花園町、若草町、昭和一丁目、昭和二丁目、昭和三丁目、三川町、西山台一丁目、西山台二丁目、川平町、けやき台町、三ツ山町、畦別当町、住吉町、住吉台町、若葉町、文教町、千歳

		町、中園町、赤迫一丁目、赤迫二丁目、赤迫三丁目、花丘町、泉町、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、大手一丁目、大手二丁目、大手三丁目、家野町、三芳町、江里町、緑が丘町、清水町、白鳥町、西町、錦一丁目、錦二丁目、錦三丁目、音無町、柳谷町、若竹町、西北町、岩屋町、葉山一丁目、葉山二丁目、エミネント葉山町、滑石一丁目、滑石二丁目、滑石三丁目、滑石四丁目、滑石五丁目、滑石六丁目、北栄町、北陽町、大園町、虹が丘町、大宮町、本原町、小峰町、扇町、石神町、辻町、三原一丁目、三原二丁目、三原三丁目、横尾一丁目、横尾二丁目、横尾三丁目、横尾四丁目、横尾五丁目、女の都一丁目、女の都二丁目、女の都三丁目、女の都四丁目、柿泊町、手熊町、上浦町、小江原一丁目、小江原二丁目、小江原三丁目、小江原四丁目、小江原五丁目、式見町、向町、相川町、見崎町、牧野町、園田町、四杖町
長崎県時津警察署	西彼杵郡時津町	西彼杵郡、長崎市の内、鳴見町、多以良町、畝刈町、豊洋台一丁目、豊洋台二丁目、京泊一丁目、京泊二丁目、京泊三丁目、さくらの里一丁目、さくらの里二丁目、さくらの里三丁目、三京町、三重町、松崎町、檜山町、三重田町、畦町、鳴見台一丁目、鳴見台二丁目、永田町、上黒崎町、下黒崎町、西出津町、東出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦北大中尾町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦口福町、神浦向町、神浦夏井町、上大野町、下大野町、池島町、琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町
長崎県西海警察署	西海市	西海市（長崎県新上五島警察署の管轄区域を除く。）
長崎県諫早警察署	諫早市	諫早市
長崎県雲仙警察署	雲仙市	雲仙市
長崎県島原警察署	島原市	島原市
長崎県南島原警察署	南島原市	南島原市

長崎県大村警察署	大村市	大村市
長崎県川棚警察署	東彼杵郡川棚町	東彼杵郡
長崎県早岐警察署	佐世保市	佐世保市の内、早岐一丁目、早岐二丁目、早岐三丁目、権常寺町、権常寺一丁目、花高一丁目、花高二丁目、花高三丁目、花高四丁目、早苗町、広田町、広田一丁目、広田二丁目、広田三丁目、広田四丁目、中原町、陣の内町、勝海町、田の浦町、若竹台町、上原町、平松町、重尾町、崎岡町、浦川内町、大塔町、卸本町、桑木場町、下の原町、塩浸町、新行江町、三川内本町、三川内新町、口の尾町、吉福町、江永町、横手町、心野町、木原町、有福町、指方町、江上町、ハウステンボス町、新替町、三川内町、針尾東町、針尾中町、針尾西町、針尾北町、南風崎町、城間町、瀬道町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畑町、もみじが丘町
長崎県佐世保警察署	佐世保市	佐世保市の内、木場田町、比良町、万徳町、天満町、八幡町、高砂町、相生町、谷郷町、城山町、宮田町、保立町、中通町、福田町、清水町、石坂町、折橋町、梅田町、俵町、松山町、浜田町、常盤町、松浦町、熊野町、湊町、栄町、宮地町、花園町、名切町、山手町、田代町、烏帽子町、上町、元町、泉町、園田町、長尾町、東大久保町、西大久保町、矢岳町、平瀬町、金比良町、御船町、今福町、鶉渡越町、春日町、赤木町、横尾町、桜木町、小島町、神島町、立神町、赤崎町、島瀬町、本島町、宮崎町、京坪町、光月町、島地町、山県町、下京町、上京町、三浦町、戸尾町、白南風町、潮見町、松川町、勝富町、峰坂町、祇園町、高天町、須佐町、小佐世保町、高梨町、白木町、山祇町、須田尾町、大宮町、東山町、大黒町、稲荷町、福石町、千尽町、若葉町、木風町、藤原町、天神町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神五丁目、十郎新町、崎辺町、前畑町、東浜町、大和町、白岳町、大岳台町、沖新町、日宇町、黒髪町、ひうみ町、塩浜町、新港町、万津町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町、船越町、下船越町、小野町の一部（市道鶉渡越弓張線及び市道鶉渡越鹿子前線以東の区域）、母ヶ浦町の一部（市道鶉渡越鹿子前線以東の区域）、長坂町の一部（観音堂西側三差路から親鸞聖人像に至る道路以北の区域）、原分町、田原町、知見寺町、楠木町、大野町、松瀬町、矢峰町、松原町、瀬戸越町、瀬戸

		越一丁目、瀬戸越二丁目、瀬戸越三丁目、瀬戸越四丁目、小舟町、上柚木町、筒井町、柚木町、柚木元町、潜木町、高花町、戸ヶ倉町、里美町、川谷町、下宇戸町
長崎県相浦警察署	佐世保市	佐世保市の内、光町、棚方町、相浦町、川下町、新田町、竹辺町、上相浦町、木宮町、愛宕町、黒島町、大潟町、日野町、椎木町、鹿子前町、星和台町、下本山町、八の久保町、岳野町、上本山町、中里町、吉岡町、野中町、皆瀬町、十文野町、牧の地町、踊石町、白仁田町、小川内町、菰田町、高島町、長崎県佐世保警察署の管轄区域を除く小野町、母ヶ浦町及び長坂町の区域
長崎県江迎警察署	佐世保市	佐世保市の内、浅子町、吉井町草ノ尾、吉井町福井、吉井町板樋、吉井町梶木場、吉井町直谷、吉井町立石、吉井町大渡、吉井町前岳、吉井町春明、吉井町踊瀬、吉井町橋川内、吉井町橋口、吉井町上吉田、吉井町田原、吉井町吉元、吉井町下原、吉井町乙石尾、吉井町高峰、世知原町開作、世知原町上野原、世知原町槍巻、世知原町北川内、世知原町赤木場、世知原町中通、世知原町長田代、世知原町太田、世知原町木浦原、世知原町筭瀬、世知原町岩谷口、世知原町栗迎、世知原町矢櫃、世知原町西ノ岳、小佐々町黒石、小佐々町小坂、小佐々町臼ノ浦、小佐々町葛籠、小佐々町田原、小佐々町平原、小佐々町岳ノ木場、小佐々町西川内、小佐々町楠泊、小佐々町矢岳、江迎町梶ノ村、江迎町北田、江迎町根引、江迎町飯良坂、江迎町栗越、江迎町箆尾、江迎町中尾、江迎町奥川内、江迎町北平、江迎町小川内、江迎町赤坂、江迎町乱橋、江迎町三浦、江迎町長坂、江迎町上川内、江迎町猪調、江迎町志戸氏、江迎町七腕、江迎町田ノ元、江迎町末橋、江迎町埋立、鹿町町大屋、鹿町町上歌ヶ浦、鹿町町十九島、鹿町町口ノ里、鹿町町鹿町、鹿町町下歌ヶ浦、鹿町町新深江、鹿町町土肥ノ浦、鹿町町中野、鹿町町長串、鹿町町深江、鹿町町深江潟、鹿町町船ノ村、北松浦郡の内、佐々町
長崎県松浦警察署	松浦市	松浦市
長崎県平戸警察署	平戸市	平戸市
長崎県五島警察署	五島市	五島市

長崎県新上五島警察署	南松浦郡新上五島町	南松浦郡、北松浦郡の内、小値賀町、佐世保市の内、宇久町平、宇久町野方、宇久町太田江、宇久町木場、宇久町大久保、宇久町小浜、宇久町神浦、宇久町飯良、宇久町本飯良及び宇久町寺島、西海市崎戸町の一部（江島及び平島の区域に限る。）
長崎県壱岐警察署	壱岐市	壱岐市
長崎県対馬南警察署	対馬市	対馬市の内、巖原町、美津島町、豊玉町
長崎県対馬北警察署	対馬市	対馬市の内、峰町、上県町、上対馬町